

消防消第 305 号
令和 2 年 12 月 21 日

各都道府県消防防災主管部
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)

消防職員の厳正な服務規律の確保等について

消防職員にあっては、その職務の遂行のため、厳格な服務規律の確保、法令の遵守が求められており、各地方公共団体におかれては、消防職員の服務規律の確保に日々努められていることと承知しているところです。

これに関し、「令和元年度消防職員の懲戒処分者数等に係る調査について（依頼）」（令和 2 年 8 月 3 日付け消防消第 186 号）において依頼しました調査結果を別紙のとおり取りまとめました。

各地方公共団体においては、改めて厳正な服務規律の確保に努め、綱紀の粛正に万全を期するとともに、消防職員の倫理の保持に一層努めるようお願いします。

また、各都道府県消防防災主管部におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してこの旨周知されるよう併せてお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁消防・救急課
職員第一係 阿部、永峯、佐井
電 話：03-5253-7522
F A X：03-5253-7532
E-Mail：shokuin@soumu.go.jp

消防職員の懲戒処分者数及び分限処分者数について (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

- この調査は、各消防本部が令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）に行った懲戒処分及び分限処分に係る職員数の状況を把握するために実施したものである。
- 調査の対象となる者は、各消防本部に所属する消防職員である。
- なお、令和元年度中に同一の者が複数回にわたって複数の処分に付された場合、その数を重複して計上している。

1 懲戒処分者数の状況

- 令和元年度中に懲戒処分を受けた職員数は450人であった。
- 事由別にみると、「公務外非行関係」145人(32.2%)、が最も多く、次いで、「一般サービス関係」120人(26.7%)、「交通事故・交通法規違反」119人(26.4%)、「監督責任」57人(12.7%)、「公金物品取扱い関係」9人(2%)の順となっている。
- 種類別にみると、免職37人、停職124人、減給134人、戒告155人となっている。

懲戒処分者数の状況（事由別・種類別）

（単位：人）

事由	免職	停職	減給	戒告	合計
一般サービス関係	6 (0)	25 (21)	49 (31)	40 (27)	120 (79)
交通事故・交通法規違反	12 (14)	36 (36)	18 (24)	53 (42)	119 (116)
公務外非行関係	17 (25)	61 (63)	45 (28)	22 (8)	145 (124)
公金物品取扱い関係	2 (5)	2 (3)	2 (14)	3 (9)	9 (31)
監督責任	0 (0)	0 (0)	20 (14)	37 (31)	57 (45)
合計	37 (44)	124 (123)	134 (111)	155 (117)	450 (395)

(注) 1 ()内の数字は、前年度の人数を示す。

2 2以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

2 分限処分者数の状況

- 令和元年度中に分限処分を受けた職員数は 806 人であった。
- 事由別にみると、「心身の故障の場合」796 人（98.8%）が最も多く、次いで「刑事事件に関し起訴された場合」7 人（0.9%）、「職に必要な適格性を欠く場合」3 人（0.4%）の順となっている。
- 種類別にみると、免職 1 人、降任 4 人、休職 800 人、降給 1 人となっている。

分限処分者数の状況（事由別・種類別）

（単位：人）

事由	免職	降任	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
心身の故障の場合	0 (0)	2 (1)	793 (702)	1 (0)	796 (703)
職に必要な適格性を欠く場合	1 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (1)
職制等の改廃等により過員等を生じた場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
刑事事件に関し起訴された場合	0 (0)	0 (0)	7 (5)	0 (0)	7 (5)
条例に定める事由による場合	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (2)
合計	1 (0)	4 (3)	800 (708)	1 (0)	806 (711)

(注) 1 () 内の数字は、前年度の人数を示す。

2 2以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。